

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 長地環第 5－2 号
令和 7 年（2025 年）5 月 16 日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	○

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山 正美 長野県飯山市大字静間 280 番地 1
申請の区分（Ⅰ）		一般廃棄物処理施設の設置許可
条 例 第 48 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田 5055 番
	②廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設（使用済みきのこと培地の乾燥施設）
	③処理を行う廃棄物の種類	○乾燥する一般廃棄物 使用済みきのこと培地 特別管理一般廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	14.4t/日（0.6t/h：24 時間稼働）
	⑭廃止の年月日	令和 7 年（2025 年）5 月 2 日